

令和6年度市民税・県民税申告の手引き

今年も市民税・県民税の申告書を提出していただく時期となりました。

この申告は、あなたの市民税・県民税額を算出する基礎となります。また、国民健康保険料・保育料・児童手当・福祉医療などの手続きに必要なことがあります。申告書に必要事項を記入して提出してください。

申告書の提出先・問い合わせ先等

〒507-8787
多治見市音羽町1丁目233番地
多治見市役所駅北庁舎 税務課 市民税グループ
電話：0572-22-1111（内線2263・2264）

【申告会場における感染リスクを軽減するために】

○市民税・県民税の申告については、できるだけ郵送で申告するようにしてください

市民税・県民税申告書に必要事項を記入し、必要書類を添付して郵送してください。

また、3月15日までは各地区事務所での提出もお受けします（封筒に入れて提出してください）。

申告書の提出が必要な方

- 令和6年1月1日現在、多治見市に住所があり、令和5年中に収入のあった方（ただし下記の「申告書の提出が不要な方」を除きます）
- 令和5年中に給与や公的年金等の収入があり、社会保険料、生命保険料などの所得控除を受けようとする方（所得税の還付を受けようとする方は税務署に確定申告書を提出してください）

令和5年中に収入がなかった方でも、国民健康保険料、公営住宅の入居、福祉、国民年金保険料などの手続きのための基礎資料となりますので、該当する方はこの申請書を提出されることをおすすめします。

→3ページ「B 無職無収入又は遺族年金・障害年金など（非課税所得）のみの収入の方」参照

申告書の提出が不要な方

- 所得税の確定申告書を提出される方
- 令和5年中の所得が給与のみで、勤務先で年末調整をされた方
- 65歳以上（昭和34年1月1日以前の生まれ）の方で、令和5年中の収入が公的年金等のみで152万円以下の方
- 65歳未満（昭和34年1月2日以後の生まれ）の方で、令和5年中の収入が公的年金等のみで102万円以下の方

申告書を提出される方へ

必ず住所、氏名、マイナンバー（個人番号）、職業、電話番号、世帯主名、世帯主との続柄、生年月日、代理の方が記載される場合は代理人名を記入してください。

令和6年度 市民税・県民税申告書		整理番号	表面
多治見市長様	住所	通知書番号	
受付印	フリガナ		
令和 年 月 日 提出	氏名		
	個人番号		
	職業		
	屋号		
	電話番号		
	世帯主名		
	世帯主との続柄		
	生年月日		
	大・昭・平・令		
	代理人		

*給与・公的年金等に係る所得以外（令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る住民税の納付方法

1. 給与から差引き（特別徴収）

2. 自分で納付（普通徴収）

入	力	日	受	付

目次

I 「1 収入金額等」と「2 所得金額」の記入方法について

A ご自身の収入の種類が不明な方（所得の種類） 2 ページ

B 無職無収入又は遺族年金・障害年金など（非課税所得）のみの収入の方 3 ページ

C 給与収入（パート、アルバイトを含む）があった方 3 ページ

D 公的年金等の収入があった方 4 ページ

所得金額調整控除が適用となる方 5 ページ

E 個人年金、報酬などの収入があった方（公的年金等以外の雑所得があった方） . 6 ページ

F 営業、不動産による収入があった方 6 ページ

G 生命保険の満期返戻金などの一時的な収入があった方（一時所得があった方） . 7 ページ

II 「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」と「4 所得から差し引かれる金額」の記入方法について 8 ページ

申告書の書き方

I 「1 収入金額等」と「2 所得金額」の記入方法について

所得金額とは

所得金額＝収入金額－必要経費（公的年金等、給与のみの収入の方の場合は3ページ、4ページ参照）

収入金額……（手取りではなく、税金や社会保険料を差し引く前の）給与、年金、営業などの売上金、賃貸料など、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの収入金額

必要経費……収入を得るために支出した費用（生活費を除く）

A ご自身の収入の種類が不明な方(所得の種類)

所得の種類		内容	記入方法	記載欄
事業	営業等	小売業、製造業、飲食店業、サービス業などの営業所得や外交員、医師、私塾の経営などによる所得	6 ページ	㉗①裏面4～7
	農業	農作物の生産、果樹栽培、家畜の飼育などから生じる所得	※	①②裏面4～7
不動産		土地や建物の貸付などから生じる所得	6 ページ	㉗③裏面4～7
利子		預貯金、公債や社債の利子などによる所得 （下記の利子を除く）	※	①④
		特定公社債及び公募公社債投資信託等の受益権の利子などによる所得		表面5
配当		株式や出資などの配当・分配金などによる所得		㉗⑤裏面8
給与		サラリーマンの給料や賞与、アルバイトやパートタイムにより生じる所得	3 ページ	㉗⑥裏面1・4
雑		国民年金や厚生年金、企業年金などの公的年金等による所得	4 ページ	㉗⑦裏面1
		個人年金、原稿料・さし絵などの報酬、講演料、印税などによる所得とその他の所得に当てはまらないもの	6 ページ	㉗⑨裏面2
譲渡		機械やゴルフ会員権などの譲渡による所得 （土地・建物・株式などの譲渡による所得）	※	㉗㉘⑪裏面8 （表5・6裏面8）
一時		生命保険の満期返戻金、賞金、競馬・競輪などの払戻金などによる所得	7 ページ	㉗⑪
非課税になる所得		遺族年金、障害年金、失業保険、感謝料など	3 ページ	

※詳細やご不明な点は税務課市民税グループにお尋ねください 電話：22-1111（内線 2263・2264）

B 無職無収入又は遺族年金・障害年金など(非課税所得)のみの収入の方

申告書表面「2 所得金額」の「⑫合計」に
0（ゼロ）と記入してください。

2 所得 金額	事業	營業等	①	
	業	農 業	②	
	不	動 産	③	
	利	子	④	
	配	当	⑤	
	給	与	⑥	
	雑	公的年金等	⑦	
		業 務	⑧	
		そ の 他	⑨	
		合計(⑦+⑧+⑨)	⑩	
		総合譲渡・一時	⑪	
合 計	→	⑫		

C 給与収入（パート、アルバイトを含む）があった方

源泉徴収票の支払金額を「1 収入金額等」の「㊦ 給与」に記入し、給与所得控除後の金額を「2 所得金額」の「㊧ 給与」に記入してください。源泉徴収票が複数ある場合や源泉徴収票をお持ちでない方は、給与の総支給額を㊦に、下の表から給与所得金額を算出して㊧に記入してください。

次に該当する方は、5 ページの所得金額調整控除の適用となる場合がありますので、参照して⑥欄に金額を記入してください。

- ・給与等の収入金額が850万円以上の方
- ・給与と公的年金等の両方の収入がある方

1 収入金額等

事業	営業等	ア
業	農業	イ
不	不動産	ウ
利	子	エ
配	当	オ
給	与	カ
雑	公的年金等	キ
	業務	ク
	その他	ケ
	短期	コ
	長期	サ
	一時	シ
	総合譲渡	

源泉徴収票

2 所得金額

事業	営業等	①
業	農業	②
不	不動産	③
利	子	④
配	当	⑤
給	与	
雑	公的年金等	⑦
	業務	⑧
	その他	⑨
	合計(⑦+⑧+⑨)	⑩
	総合譲渡一時	⑪
	合計	⑫

※源泉徴収票（コピー可）を申告書に添付してください

《給与収入から給与所得金額を求める算式》 (※) ①＝収入金額÷4 (千円未満切捨て)

給与等の収入金額	所得金額
～ 550,999円	0円
551,000～1,618,999円	収入金額－55万円
1,619,000～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000～1,799,999円	①×2.4＋10万円
1,800,000～3,599,999円	①×2.8－8万円
3,600,000～6,599,999円	①×3.2－44万円
6,600,000～8,499,999円	収入金額×0.9－110万円
8,500,000円～	収入金額－195万円

例) ㊦ 給与収入金額が3,351,400円の
場合の㊦ 給与所得金額

$$3,351,400 \div 4 = 837,850$$
$$A = 837,000$$

$$837,000 \times 2.8 - 80,000 =$$

給与所得金額 2,263,600円

※令和３年度より、給与等収入金額が
８５０万円を超える場合の給与所得
控除額は、１９５万円の定額となり
ました。

D 公的年金等の収入があった方

年金支払者などから送られてくる公的年金等の源泉徴収票の支払金額（源泉徴収票が複数ある場合は総支払額）を「1 収入金額等」の「⑤ 雑 公的年金等」に、また、下の表から所得金額を算出し「2 所得金額」の「⑦ 雑 公的年金等」に記入してください。

1 収入金額等	事業	⑦	
	営業等	⑧	
	農業	⑨	
	不動産	⑩	
	利子	⑪	
	配当	⑫	
	給与	⑬	
	雑	⑭	
	公的年金等	⑮	
	業務	⑯	
	その他	⑰	
	総合譲渡一時	⑱	

公的年金の源泉徴収票

住所又は居所		個人番号	
支払を受ける者 (シラガ)		氏名	
生年月日		昭和 大正 昭和 平成 年 月 日	
区分		支払金額	
所得税法第205条の3第1号適用分			
所得税法第205条の3第2号適用分			
所得税法第205条の3第3号適用分			
所得税法第205条の3第4号適用分			
業 人		所得税法第205条の3第5号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第6号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第7号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第8号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第9号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第10号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第11号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第12号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第13号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第14号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第15号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第16号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第17号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第18号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第19号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第20号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第21号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第22号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第23号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第24号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第25号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第26号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第27号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第28号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第29号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第30号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第31号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第32号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第33号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第34号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第35号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第36号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第37号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第38号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第39号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第40号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第41号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第42号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第43号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第44号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第45号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第46号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第47号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第48号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第49号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第50号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第51号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第52号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第53号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第54号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第55号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第56号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第57号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第58号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第59号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第60号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第61号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第62号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第63号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第64号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第65号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第66号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第67号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第68号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第69号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第70号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第71号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第72号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第73号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第74号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第75号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第76号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第77号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第78号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第79号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第80号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第81号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第82号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第83号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第84号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第85号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第86号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第87号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第88号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第89号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第90号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第91号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第92号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第93号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第94号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第95号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第96号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第97号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第98号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第99号適用分	
業 人		所得税法第205条の3第100号適用分	

2 所得金額	事業	①	
	営業等	②	
	農業	③	
	不動産	④	
	利子	⑤	
	配当	⑥	
	給与	⑦	
	雑	⑧	
	公的年金等	⑨	
	業務	⑩	
	その他	⑪	
	合計(⑦+⑧+⑨)	⑫	

《公的年金等収入から雑所得を求める算式》

(※) Aは公的年金収入金額

65歳未満の人（昭和34年1月2日以降生まれ）			
公的年金等収入金額（⑤）	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
130万円以下	A（※）－60万円	A（※）－50万円	A（※）－40万円
130万円超 410万円以下	A（※）×75％－27.5万円	A（※）×75％－17.5万円	A（※）×75％－7.5万円
410万円超 770万円以下	A（※）×85％－68.5万円	A（※）×85％－58.5万円	A（※）×85％－48.5万円
770万円超 1,000万円以下	A（※）×95％－145.5万円	A（※）×95％－135.5万円	A（※）×95％－125.5万円
1,000万円超	A（※）－195.5万円	A（※）－185.5万円	A（※）－175.5万円

65歳以上の人（昭和34年1月1日以前生まれ）			
公的年金等収入金額（⑤）	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
330万円以下	A（※）－110万円	A（※）－100万円	A（※）－90万円
330万円超 410万円以下	A（※）×75％－27.5万円	A（※）×75％－17.5万円	A（※）×75％－7.5万円
410万円超 770万円以下	A（※）×85％－68.5万円	A（※）×85％－58.5万円	A（※）×85％－48.5万円
770万円超 1,000万円以下	A（※）×95％－145.5万円	A（※）×95％－135.5万円	A（※）×95％－125.5万円
1,000万円超	A（※）－195.5万円	A（※）－185.5万円	A（※）－175.5万円

例) ⑤ 公的年金等収入が280万円で65歳未満の人の場合の⑦雑所得金額

$$2,800,000 \times 75\% - 275,000 = \text{雑所得金額 } 1,825,000 \text{円}$$

⑤ 公的年金等収入が280万円で65歳以上の人の場合の⑦雑所得金額

$$2,800,000 - 1,100,000 = \text{雑所得金額 } 1,700,000 \text{円}$$

※源泉徴収票（コピー可）を申告書に添付してください

所得金額調整控除が適用となる方

(1) 給与等の収入金額が850万円を超える方

次のいずれかに該当する方は適用の対象となります。

- ・ 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合
- ・ 本人が特別障害者に該当する場合
- ・ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合

注 「特別障害者に該当する」とは、身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級あるいは療育手帳Aの方等を指します。

裏面下部「9 所得金額調整控除に関する事項」の該当する項目に記入してください。

特別障害者に該当する方を有する場合に、障害の程度を記入

9 所得金額調整控除に関する事項			
フリガナ	氏名	生年月日	特別障害者に該当する場合
		大・昭 平・令	
個人番号	住所	別居の場合の住所	

下の計算式により算出した控除額を、給与所得金額から差し引きし「2 所得金額」の「⑥給与」に記入してください。

同一生計配偶者又は扶養親族が別居の場合に住所を記入

(給与等の収入金額※ - 850万円) × 10%

※給与等の収入金額が1,000万円を超える場合は1,000万円として計算します。

例) ④給与収入金額9,468,800円で23歳未満の扶養親族を有する場合
(給与所得の金額) 9,468,800 - 1,950,000 = 7,518,800
(所得金額調整控除額) (9,468,800 - 8,500,000) × 10% = 96,880
(調整控除後の給与所得金額) 7,518,800 - 96,880 = 7,421,920円

2 所得金額	事業等	①	
	農業	②	
	不動産	③	
	利子	④	
	配当	⑤	
	給与	⑥	
	公的年金等	⑦	
	業務	⑧	
	その他	⑨	
	合計(⑦+⑧+⑨)	⑩	
	合議渡・一時	⑪	
	合計	⑫	

(2) 給与と公的年金等の両方の収入がある方で、給与等の所得金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える方

下の計算式により算出した控除額を、給与所得金額から差し引きし「2 所得金額」の「⑥給与」に記入してください。

給与所得の金額 ① + 公的年金等に係る所得金額 ② - 10万円

※①と②がそれぞれ10万円を超える場合は、それぞれ10万円として計算します。

例) ④給与収入金額120万円、⑤公的年金等収入金額115万円(65歳以上)の場合
(給与所得の金額) 1,200,000 - 550,000 = 650,000
→ 10万円を超えるので①=100,000
(公的年金等に係る所得金額) 1,150,000 - 1,100,000 = 50,000
↓
10万円を超えないので②=50,000
(所得金額調整控除額) ① + ② - 100,000
= 100,000 + 50,000 - 100,000
= 50,000
(調整控除後の給与所得金額) 650,000 - 50,000 = 600,000円

(1) (2) の両方が適用される場合は、両方を適用した後の金額を給与⑥に記入してください。

注 「給与所得の金額」、「公的年金等に係る所得金額」の計算方法については3～4ページを参照ください。

E 個人年金、報酬などの収入があった方（公的年金等以外の雑所得があった方）

申告書裏面「2 雑所得（公的年金等以外）」にその所得の生ずる場所と収入金額、その収入を得るのに要した経費を記入してください。収入金額を申告書表面「1 収入金額等」の「㉞ 雑 業務」、「㉟ 雑 その他」に、収入金額から必要経費を差し引いた金額を「2 所得金額」の「㊸ 雑 業務」、「㊹ 雑 その他」に転記してください。

1	事業	営業等	㉞	
	業	農 業	㉟	
	不 動 産	㊰		
	利 子	㊱		
	配 当	㊲		
	給 与	㊳		
	公的年金等	㊴		
	雑 業 務	㊵		
	雑 そ の 他	㊶		
	総合譲渡	㊷		
	一	時	㊸	

申告書裏面

2 雑所得（公的年金等以外）に関する事項			
所得の種類	所得の生ずる場所	収 入 金 額	必 要 経 費

収入金額－必要経費

2	事業	営業等	①	
	業	農 業	②	
	不 動 産	③		
	利 子	④		
	配 当	⑤		
	給 与	⑥		
	公的年金等	⑦		
	雑 業 務	⑧		
	雑 そ の 他	⑨		
	合計(⑦+⑧+⑨)	⑩		
	総合譲渡・一時	⑪		
	合 計	⑫		

※個人年金や報酬の支払通知（コピーでも可）を添付してください

F 営業、不動産による収入があった方

5 営業所得・不動産所得等のある方の記入欄

月	売上（収入）金額	仕 入 金 額
1	円	円
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
計	㉞	㉟
年 初 た な 卸 高		㊱
年 末 た な 卸 高		㊲
経	売上原価(㉞+㊱-㊲) 給 料 賃 金 減 価 償 却 費 地 代 家 賃 利 子 割 引 料 租 税 公 課 水 道 光 熱 費 旅 費 交 通 費 通 信 費 広 告 宣 伝 費 接 待 交 際 費 損 害 保 険 料 修 繕 費 消 耗 品 費 合 計 ㊳	
費	所得金額(㉞-㊳) ㊴	

申告書裏面の「5 営業所得・不動産所得等のある方の記入欄」に各月の売上（収入）金額、仕入金額を記入し、それぞれの合計額を㉞と㉟に記入してください。

1	事業	営業等	㉞	
	業	農 業	㉟	
	不 動 産	㊰		
	利 子	㊱		
	配 当	㊲		
	給 与	㊳		
	公的年金等	㊴		
	雑 業 務	㊵		
	雑 そ の 他	㊶		
	総合譲渡	㊷		
	一	時	㊸	

㉞の欄の金額が申告書表面「1 収入金額等」の「㉞ 事業 営業等」（不動産所得がある方は「㊰ 不動産」）にあたりますので、表面に金額を転記してください。

収入を得るために要した経費を記入してください。ただし生活費や所得税、市・県民税などは経費に含まれません。

経費の詳細などは税務課市民税グループにお尋ねください。

2	事業	営業等	①	
	業	農 業	②	
	不 動 産	③		
	利 子	④		
	配 当	⑤		
	給 与	⑥		
	公的年金等	⑦		
	雑 業 務	⑧		
	雑 そ の 他	⑨		
	合計(⑦+⑧+⑨)	⑩		
	総合譲渡・一時	⑪		
	合 計	⑫		

①の欄が表面「2 所得金額」の「① 事業 営業等」（不動産所得がある方は「③ 不動産」）にあたりますので、表面に金額を転記してください。

G 生命保険の満期返戻金などの一時的な収入があった方(一時所得があった方)

$$\text{一時所得} = (\text{収入金額} - \text{その収入を得るために支出した金額} - 50 \text{ 万円の特別控除額}) \div 2$$

収入金額から必要経費を差し引き、さらに特別控除の50万円を引いた金額を「1 収入金額等」の「㉟一時」に記入し、㉟の金額を2分の1にした金額を「2 所得金額」の「㊴総合譲渡・一時」の欄に記入してください。

例) 生命保険の満期返戻金が200万円あり、すでに払込んだ保険料など必要経費が120万円ある場合
 $2,000,000 - 1,200,000 - 500,000 = \text{㉟} 300,000 \text{ 円}$

$$\text{㉟} 300,000 \div 2 = \text{㊴一時所得金額} 150,000 \text{ 円}$$

※保険金の支払通知など収入がわかるもの(コピー可)を添付してください

2 所得金額	事業	営業等	①	
	農業	業	②	
	不動産		③	
	利子		④	
	配当		⑤	
	給与		⑥	
	雑	公的年金等	⑦	
		業務	⑧	
		その他	⑨	
		合計(⑦+⑧+⑨)	⑩	
	総合譲渡・一時		㊴	
	合計		㊵	

1 収入金額等	事業	営業等	ア	
	農業	業	イ	
	不動産		ウ	
	利子		エ	
	配当		オ	
	給与		カ	
	雑	公的年金等	キ	
		業務	ク	
		その他	ケ	
		短期	コ	
	総合譲渡	長期	サ	
		一時	シ	

Ⅱ 「３所得から差し引かれる金額に関する事項」と「４所得から差し引かれる金額」の記入方法について

「３所得から差し引かれる金額に関する事項」と「４所得から差し引かれる金額」の各欄はそれぞれ番号で対応しています。なお表中の金額は、令和５年中におけるそれぞれの額となります。

控除の種類	控除を受けるための条件			控除額	記載欄
雑損控除	災害、盗難、横領などにより資産に損失が生じた場合			※ 1	㉔
医療費控除 ※詳しくはお尋ね ください	あなたやあなたと生計をともにする親族の医療費（保険金等で補填された金額を除く）を、10万円又は総所得金額等の5%以上支払った場合			P9参照	㉔
	健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行い、あなたやあなたと生計をともにする親族の特定一般用医薬品等の購入費（保険金等で補填された金額を除く）を、1万2千円以上支払った場合【セルフメディケーション税制】（他にも条件があります）				㉔ 「区分」の□に「1」と記入
社会保険料控除	あなたやあなたと生計をともにする親族の健康保険料、介護保険料、国民（厚生）年金保険料などを支払った場合			支払った額	⑬
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法に基づく掛金、又は確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金、若しくは地方公共団体が行う心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合			支払った額	⑭
生命保険料控除	生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を支払った場合			P9参照	⑮
地震保険料控除	地震保険料又は火災保険などの長期損害保険料（平成18年12月31日までに契約したものに限り）を支払った場合			P10参照	⑯
寡婦控除	夫と死別し、扶養親族を有しない方で、合計所得金額が500万円以下の場合			26万円	⑰⑱
	夫と離別し、扶養親族を有し、合計所得金額が500万円以下の場合				
ひとり親控除	婚姻歴の有無、性別にかかわらず、総所得金額が48万円以下の子を有し、合計所得金額が500万円以下の場合			30万円	
勤労学生控除	令和5年12月31日現在学生で、合計所得金額が75万円以下、給与以外の所得が10万円以下の場合			26万円	⑲
障害者控除	あなたや、あなたが扶養している親族に障害がある場合			26万円	㉐
	身体障害者手帳の1級・2級、精神障害者保健福祉手帳の1級、又は療育手帳のAなどの重度の障害がある場合（特別障害者）			30万円	
	特別障害者に該当する人が同居の場合			53万円	
配偶者控除 ※合計所得金額が48万円以下の配偶者に限る	合計所得金額が48万円以下の配偶者を有する場合 ※あなたの所得が1,000万円を超える場合適用されません	あなた の 合 計 所 得 金 額	900万円以下	33万円	㉑
			900万円超 950万円以下	22万円	
			950万円超 1000万円以下	11万円	
			900万円以下	38万円	
			900万円超 950万円以下	26万円	
			950万円超 1000万円以下	13万円	
配偶者特別控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合 ※あなたの所得が1,000万円を超える場合適用されません		900万円以下	P11参照	㉒
			900万円超 950万円以下		
			950万円超 1000万円以下		
扶養控除 ※合計所得金額が48万円以下の親族に限る	特定扶養親族（19歳以上23歳未満：平成13年1月2日～平成17年1月1日生まれ）を有する場合			45万円	㉓
	老人扶養親族（70歳以上：昭和29年1月1日以前生まれ）を有する場合			38万円	
	上記の老人扶養親族が、あなた又はあなたの配偶者の直系尊属で、かつ、あなた又はあなたの配偶者のいずれかとの同居を常況としている場合			45万円	
	上記及び16歳未満（平成20年1月2日以後生まれ）を除いた扶養親族を有する場合			33万円	
基礎控除	合計所得金額	2,400万円以下		43万円	㉔
		2,400万円超 2,450万円以下		29万円	
		2,450万円超 2,500万円以下		15万円	
		2,500万円超		0円	

※ 1（損失額－保険金等で補填される金額）＝Aとした場合の次の①と②のいずれか多い金額

- ① A－（総所得金額等の１０％）
- ② Aのうち災害関連支出の金額－５万円

(1) 医療費控除 ※アとイを同時に利用することはできません

ア 医療費控除【最高限度額200万円】

(A)支払った医療費－(B)保険金などで補填される金額－(10万円か総所得金額等の5%のどちらか少ない金額)

例) 令和3年中に支払った(A)医療費が30万円、(B)保険金などで補填される金額が5万円の場合
(300,000-50,000)-100,000=㉔医療費控除額150,000円(総所得金額等が200万円以上の場合)

イ 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)【最高限度額8万8千円】

健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組(注1)を行っている方が、平成29年1月1日から令和8年12月31日までの間にあなた又はあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等購入費(注2)を支払った場合には、一定の金額の所得控除(医療費控除)を受けることができます。なお、申告される方が、「一定の取組」を行っていることが要件とされているため、申告される方が取組を行っていない場合は、控除を受けることはできません。

注1 対象受診：特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診
注2 医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から、ドラッグストアで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品(スイッチOTC医薬品)の購入費。

(A)特定一般用医薬品等購入費－(B)保険金などで補填される金額－(1万2千円)

例) 令和4年中に支払った(A)特定一般用医薬品等の購入費が10万円、(B)保険金などで補填される金額が1万円の場合
(100,000-10,000)-12,000=㉔医療費控除額78,000円

※イを受けるためには、健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添付又は提示が必要です。
※イの適用を選択する場合には、「医療費控除」の欄の「区分」の口に「1」と記入してください。

※医療費控除の明細書(注3)を添付してください

注3 医療を受けた者、病院・薬局などの名称、医療費の区分、支払った医療費の額等を記載したもの。

㉔	医療費控除	支払った医療費等 (A)円	保険金などで補填される金額 (B)円
---	-------	------------------	-----------------------

4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	
	小規模企業共済等掛金控除	⑭	
	生命保険料控除	⑮	
	地震保険料控除	⑯	
	寡婦、ひとり親控除	⑰⑱	
	勤労学生、障害者控除	⑲⑳	
	配偶者(特別)控除	㉑㉒	
	扶養控除	㉓	
	基礎控除	㉔	
	雑損控除	㉕	
医療費控除	㉖		
合	計	㉗	

(2) 生命保険料控除

旧生命保険料・旧個人年金保険料
(平成23年12月31日以前の契約に係る保険料)

支払った保険料の金額	生命保険料控除額(一般・個人年金共通)
15,000円以下のとき	全額
15,000円超40,000円以下	支払金額の1/2+7,500円
40,000円超70,000円以下	支払金額の1/4+17,500円
70,000円超のとき	35,000円

新生命保険料・新個人年金保険料・介護医療保険料
(平成24年1月1日以後の契約に係る保険料)

支払った保険料の金額	生命保険料控除額(一般・個人年金・介護医療共通)
12,000円以下のとき	全額
12,000円超32,000円以下	支払金額の1/2+6,000円
32,000円超56,000円以下	支払金額の1/4+14,000円
56,000円超のとき	28,000円

支払った保険料に対する各控除額を、それぞれ上の算式で計算し、合算します。
新生命保険料と旧生命保険料、新個人年金保険料と旧個人年金保険料の両方について控除の適用を受ける場合、上限額は新制度の28,000円が適用されます。合算した生命保険料控除の上限額は70,000円です。

例) 令和4年中に支払った (A)新生命保険料が5万円、(B)旧生命保険料が4万円、
(C)旧個人年金保険料が4万円、(D)介護医療保険料が1万5千円の場合

(A)+(B) 新旧生命保険料 90,000 → 28,000円
(C) 旧個人年金保険料 40,000÷2+7,500円=27,500円
(D) 介護医療保険料 15,000÷2+6,000円=13,500円

→ 28,000+27,500+13,500=生命保険料控除 69,000円(70,000円の上限額以内)

㉑生命保険料控除 69,000円

新生命保険料のみ 50,000÷4+14,000円=26,500円
旧生命保険料のみ 40,000÷2+7,500円=27,500円
新・旧の生命保険料支払額を合計し、28,000円の上限額を適用した方が、控除額は大きくなります。

※保険料払込証明書(コピー可)を添付してください

㉑	新生命保険料の計	旧生命保険料の計
	(A)円	(B)円
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
	(C)円	(D)円
	介護医療保険料の計	
	(D)円	

㉓ 地震保険料を支払った場合	㉔ 旧長期損害保険料を支払った場合 (平成18年12月31日までに契約したもの)		所得から差し引かれる金額
支払った保険料の1/2 (最高25,000円)	支払った保険料の金額	控 除 額	生命保険料控除 ㉕ 地震保険料控除 ㉖ 寡婦、ひとり親控除 ㉗ 勤労学生、障害者控除 ㉘ 配偶者(特別)控除 ㉙ 扶養控除 ㉚ 基礎控除 ㉛ 雑損控除 ㉜ 医療費控除 ㉝
	5,000円まで	全額	合 計 ㉞
	5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円	
	15,000円超	10,000円	

地震・旧長期損害保険料共にある場合 (一契約で両方の支払がある場合はどちらか選択)
それぞれ計算した金額の合計金額 (上限25,000円)

例) 令和5年中に支払った ㉓地震保険料が40,000円、㉔旧長期損害保険料が10,000円の場合

地震保険料控除 40,000÷2=20,000

旧損害保険料控除 10,000÷2+2,500=7,500円

→20,000+7,500=27,500 (限度額25,000円) → ㉖地震保険料控除 25,000円

㉖ 地震保険料控除	地 震 保 険 料 の 計	旧長期損害保険料の計
	㉓ 円	㉔ 円

源泉徴収票や国民健康保険料などの通知書から、支払った社会保険の種類と金額を「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の「⑬社会保険料控除」の欄に記入してください。支払った金額が控除金額となりますので金額の合計を「4 所得から差し引かれる金額」の「⑬社会保険料控除」に記入してください。

⑬	社会保険の種類	支払った保険料
社会保険料 控除		
	合計	

文 私 金 型		源泉徴収票		(受取番号)	
税 引 率					
控 除 対 象 配 偶 者 の 有 無 等		配 偶 者 特 別 控 除 の 額		控 除 対 象 扶 養 親 族 の 数 (配偶者を除く。)	
其 他		其 他		其 他	
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額	
令和5年1月		令和5年12月		令和5年12月	
納付済額		未払額		未払額	
令和5年1月		令和5年12月		令和5年12月	
納付済額		未払額		未払額	
令和5年1月		令和5年12月		令和5年12月	
納付済額		未払額		未払額	
令和5年1月		令和5年12月		令和5年12月	
納付済額		未払額		未払額	
令和5年1月		令和5年12月		令和5年12月	
納付済額		未払額		未払額	
令和5年1月		令和5年12月		令和5年12月	
納付済額		未払額		未払額	
令和5年1月		令和5年12月		令和5年12月	
納付済額		未払額		未払額	
令和5年1月		令和5年12月		令和5年12月	
納付済額		未払額		未払額	
令和5年1月		令和5年12月		令和5年12月	
納付済額		未払額		未払額	
令和5年1月		令和5年12月		令和5年12月	
納付済額		未払額		未払額	
令和5年1月		令和5年12月		令和5年12月	
納付済額		未払額		未払額	
令和5年1月		令和5年12月		令和5年12月	
納付済額		未払額		未払額	
令和5年1月		令和5年12月		令和5年12月	
納付済額		未払額		未払額	
令和5年1月		令和5年12月		令和5年12月	
納付済額		未払額		未払額	
令和5年1月		令和5年12月		令和5年12月	
納付済額		未払額		未払額	
令和5年1月		令和5年12月		令和5年12月	
納付済額		未払額		未払額	
令和5年1月		令和5年12月		令和5年12月	
納付済額		未払額		未払額	
令和5年1月		令和5年12月		令和5年12月	
納付済額		未払額		未払額	
令和5年1月		令和5年12月		令和5年12月	
納付済額		未払額		未払額	
令和5年1月		令和5年12月		令和5年12月	
納付済額		未払額		未払額	
令和5年1月		令和5年12月		令和5年12月	
納付済額		未払額		未払額	
令和5年1月		令和5年12月		令和5年12月	
納付済額		未払額		未払額	
令和5年1月		令和5年12月		令和5年12月	
納付済額		未払額		未払額	
令和5年1月		令和5年12月		令和5年12月	
納付済額		未払額		未払額	
令和5年1月		令和5年12月		令和5年12月	
納付済額		未払額		未払額	
令和5年1月		令和5年12月		令和5年12月	
納付済額		未払額		未払額	
令和5年1月		令和5年12月		令和5年12月	
納付済額		未払額		未払額	
令和5年1月		令和5年12月		令和5年12月	
納付済額		未払額		未払額	
令和5年1月		令和5年12月		令和5年12月	
納付済額		未払額		未払額	
令和5年1月		令和5年12月		令和5年12月	
納付済額		未払額		未払額	
</					

10

(5) 寡婦(ひとり親)控除・勤労学生控除

「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の該当する項目のチェック欄の□に「✓」を記入し、8 ページの控除額表を参考に、金額を「4 所得から差し引かれる金額」の対応する番号の欄に記入してください。

※勤労学生控除を受けるには学生証の提示またはコピーの添付が必要です

(6) 配偶者控除・配偶者特別控除・障害者控除・扶養控除

「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の該当する欄に対象者の氏名・個人番号を、8 ページを参考にして「4 所得から差し引かれる金額」の対応する番号の欄に金額を記入してください。配偶者控除・配偶者特別控除については、対象となる配偶者の合計所得金額を必ず記入し、控除額は下表を参考に記入してください。

《配偶者控除・配偶者特別控除額表》

納税者本人の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	900万円超 1000万円以下
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	合計所得金額	控 除 額		
	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

※配偶者控除と配偶者特別控除を同時に受けることはできません

《障害者控除・扶養控除額表》

控除区分	控除額	控除区分	控除額
障害者控除 (特別障害者) (同居特別障害者)	26万円	扶養控除	一般 33万円
	30万円		老人 38万円
	53万円		特定 45万円
寡婦控除	26万円		同居老親等 45万円
ひとり親控除	30万円		
勤労学生控除	26万円		

17～19 寡婦控除
(ひとり親控除)
勤労学生控除

17 ☐ 寡婦控除
(☐ 死別 ☐ 生死不明
☐ 離婚 ☐ 未婚)

18 ☐ ひとり親控除

19 ☐ 勤労学生控除
(学校名)

4 所得から差し引かれる金額

社会保険料控除	13	
小規模企業共済等掛金控除	14	
生命保険料控除	15	
地震保険料控除	16	
寡婦、ひとり親控除	17/18	
勤労学生、障害者控除	19/20	
配偶者(特別)控除	21/22	
扶養控除	23	
基礎控除	24	
雑損控除	25	
医療費控除 区分	26	
合 計	27	

20 障害者控除

氏名		障害の程度		級度
個人番号				
氏名		障害の程度		級度
個人番号				

21～22 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

配偶者の氏名	生年月日	大・昭平・令	配偶者の合計所得金額	円
個人番号			☐ 同一生計配偶者	

23 扶養控除

氏名	生年月日	同居・別居の区分	※16歳未満の扶養親族	続柄	控除額
	大・昭平・令	☐ 同居 ☐ 別居	☐ 該当する		万円
個人番号					
	大・昭平・令	☐ 同居 ☐ 別居	☐ 該当する		万円
個人番号					
	大・昭平・令	☐ 同居 ☐ 別居	☐ 該当する		万円
個人番号					
控除額の合計					円

※障害者控除を受けるためには、障害者手帳や証明書の提示またはコピーの添付が必要です

記載例

《令和6年度の多治見太郎さんの申告例》

多治見太郎さんは妻と父親と子と孫の5人家族です。令和5年中は妻には年間92万円のパート収入があり、太郎さんの収入は多治見商店の営業の売上と給料と年金がありました。

また、令和5年中に支払った（支出した）金額は次のとおりです。

- 父の入院費30万円（入院に対して生命保険から補填を受けた金額が5万円）
- 社会保険料が国民健康保険料と国民年金保険料を合わせて679,400円
- 新生命保険料5万円、旧生命保険料4万円、旧個人年金保険料4万円、介護医療保険料1万5千円
- 地震保険料4万円、旧長期損害保険料1万円
- 子は同居の特別障害者（身体1級）
- 孫（子の子）は16歳未満の扶養親族

多治見市長様

受付印

令和 年 月 日
提出

令和6年度 市民税・県民税申告書

職 業 小売業
屋 号 多治見商店
電話番号 22-XXXX
世帯主名 多治見 太郎
世帯主との続柄 本人
生年月日 大昭平・令34・8・1
代理人

整理番号	
通知書番号	
*給与・公的年金等に係る所得以外（令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る住民税の納付方法 1. 給与から差引き（特別徴収） 2. 自分で納付（普通徴収）	
入力日	受付

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

※各控除額については、申告受付書裏面をご覧ください。

13 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料
	国民健康保険料	496,400 円
	国民年金保険料	183,000 円
	合 計	679,400 円
15 生命保険料控除	新生命保険料の計	50,000 円
	旧生命保険料の計	40,000 円
	新個人年金保険料の計	40,000 円
	旧個人年金保険料の計	40,000 円
	介護医療保険料の計	15,000 円
16 地震保険料控除	地震保険料の計	40,000 円
	旧長期損害保険料の計	10,000 円
17～19 障害者控除	17 ☐ 寡婦控除 18 ☐ 寡婦控除 ☐ 死別 ☐ 生死不明 ☐ ひとり親 (学校名) 控除 ☐ 離婚 ☐ 未婚 ☐ 未帰還	19 ☐ 勤労学生控除
20 障害者控除	氏 名 多治見 つつじ 障害の程度 身体1級	個人番号 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5
	氏 名 障害の程度	個人番号
21～22 配偶者特別控除・同一生計配偶者	配偶者の氏名 多治見 花子 生年月日 大昭平・令31・1・23	配偶者の合計所得金額 370,000 円
	個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	☐ 同一生計配偶者
23 扶養控除	氏 名 多治見 陶吉郎 生年月日 大昭平・令2・9・19	同居・別居の区分 ☒ 同居 ☐ 別居 続柄 父 控除額 45 万円
	個人番号 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4	
	氏 名 多治見 つつじ 生年月日 大昭平・令58・5・5	同居・別居の区分 ☒ 同居 ☐ 別居 続柄 子 控除額 33 万円
	個人番号 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5	
	氏 名 多治見 桔梗 生年月日 大昭平・令22・7・21	同居・別居の区分 ☒ 同居 ☐ 別居 続柄 子の子 控除額
	個人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6	
25 雑損控除	損害の原因	損害年月日
	損害金額	保険金などで補填される金額
	損害金額	保険金などで補填される金額
26 医療費控除	支払った医療費等	300,000 円
	保険金などで補填される金額	50,000 円

5 分離課税所得 該当する所得の種類にチェックを付けてください。

☐ 短期譲渡所得	☐ 収入金額	☐ 必要経費
☐ 一般株式等譲渡所得		
☐ 上場株式等譲渡所得	特別控除額	所得金額
☐ 先物取引所得		
	特別適用条文	

6 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入ってください。

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	円

1 収入金額等	事業所得	8,129,470
	農業所得	
	不動産所得	
	利子所得	
	配当所得	
	給与所得	2,051,400
	公的年金等	882,500
	雑所得	
	総合課税一時所得	
2 所得金額	事業所得	2,038,839
	農業所得	
	不動産所得	
	利子所得	
	配当所得	
	給与所得	1,253,600
	公的年金等	282,500
	雑所得	
	合計(①+⑧+⑨)	
	総合課税一時所得	
	合計	3,575,004
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	679,400
	小規模企業共済等掛金控除	
	生命保険料控除	69,000
	地震保険料控除	25,000
	寡婦、ひとり親控除	
	勤労学生、障害者控除	530,000
	配偶者（特別）控除	330,000
	扶養控除	780,000
	基礎控除	430,000
	雑損控除	
	医療費控除	150,000
	合計	2,993,400

地方税法第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

7 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分（特例控除対象）	円
住所地の共同募金会、日本赤十字社、日本青年赤十字会、日本赤十字社連合会、日本赤十字社連合会等（特例控除対象以外）	
条指定分	都道府県
	市区町村

「都道府県、市区町村分」、「住所地の共同募金会、日本赤十字社」の各欄には、該当団体へ寄附した金額を記入してください。
「条指定分」、「都道府県」、「市区町村」の各欄には、住所地の都道府県、市区町村の条指定された寄附金を支出した場合にそれぞれ記入してください。